別表十七㈢付表１の記載要領第１号中「第６号」を「第５号」に改め、同第11号を次のように改める。

２　「⑹のうち配当等の額　⑿」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　外国関係会社の平成22年４月１日以後に開始した事業年度にあつては、租税特別措置法施行令第39条の14第２項第１号イ又は第39条の114第２項第１号イ（非課税所得の金額）に掲げる所得の金額から除かれるこれらの規定に規定する配当等の額を記載すること。

⑵　外国関係会社の平成22年４月１日前に開始した事業年度にあつては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の14第２項第１号イ⑴及び⑵又は第39条の114第２項第１号イ⑴及び⑵（非課税所得から除かれる非課税配当等）に規定する配当等の額の合計額を記載すること。

別表十七㈢付表１の記載要領第11号を削り、同第四号中「「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額　⒅」」を「「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額　⒄」」に、「第６号」を「第５号」に、「「実際に納付する外国法人税の額　⒄」」を「「実際に納付する外国法人税の額　⒃」」に改め、同号を同第三号とし、同第五号中「「本店所在地国外において納付する外国法人税の額　⒇」」を「「本店所在地国外において納付する外国法人税の額　⑳」」に、「「⑹のうち国外法人から受けた配当等の額　⒀」の金額」を「「⑹のうち配当等の額　⑿」の金額（これらの国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限る。）」に改め、同号を同第四号とし、同第六号中「金額が欠損金額」を「金額がない場合又は欠損金額」に、「「⒃が欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率　㉔」」を「「⒂が零又は欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率　㉓」」に、「「⑹のうち国内法人から受けた配当等の額　⑿」又は「⑹のうち国外法人から受けた配当等の額　⒀」」を「「⑹のうち配当等の額　⑿」」に、「これらの」を「その」に、「「⒄」から「㉓」まで」を「「⒃」から「㉒」まで」に改め、同号を同第五号とし、同第七号中「「発行済株式等の保有割合　㉖」」を「「発行済株式等の保有割合　㉕」」に改め、同号を同第六号とし、同第八号中「「議決権株式等又は請求権株式等の保有割合　㉗」」を「「議決権株式等又は請求権株式等の保有割合　㉖」」に改め、同号を同第七号とし、同第九号中「「請求権勘案保有株式等の保有割合　㉘」」を「「請求権勘案保有株式等の保有割合　㉗」」に改め、同号を同第八号とし、同第十号を同第九号とする。

別表十七㈢付表11の表を次のように改める。